

1 活動方針策定の趣旨等

本校は、学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」、「苫小牧市部活動ガイドライン」に則り、「苫小牧市立凌雲中学校の部活動に係る活動方針」（以下、「本方針」という）を策定します。

また、本方針は、苫小牧市における部活動地域移行の進展に合わせて毎年見直すこととし、必要に応じて改訂します。

（１）学校における部活動の意義

- ・スポーツや芸術・文化及び科学等に親しむことを通してその楽しさを味わい、生涯にわたって豊かな生活を継続する力が育ちます。
- ・体力の向上や健康の増進を図ることができます。
- ・協調性、連帯感、責任感等を養うことができます。
- ・自主性を育み、自己肯定感を高め、努力による達成感を味わうことができます。
- ・異年齢の交流の中で、生徒相互が励まし協力する中で生徒同士が好ましい人間関係を構築することや、指導者と指導を通じて触れ合うことにより学級と異なる人間関係の形成につなげることができます。

（２）設置にあたっての基本理念

苫小牧市における部活動地域移行の進展に合わせ、本校においては次の３つの基本的な考え方に立って部活動を行ってまいります。

①子どもたちの第三の居場所へ

これまで部活動は、スポーツや芸術においてその技術向上を軸として活動してきたことがほとんどでしたが、本市における地域移行の精神に基づき、誰もが参加できる持続可能な活動とするため、学校生活と家庭生活の間の余暇時間に生徒が主体的に参加し、資質・能力を高める活動と捉えます。

②教員は指導者から支援者へ

これまでの部活動は、学校の教育活動の一部として教職員が指導および運営の全てを担ってまいりました。しかし、地域移行後はそれらを外部の指導者や保護者の方々にも担っていただくことになります。こうしたことを踏まえ、これからの過渡期において教職員は、指導者という立場から支援者の一人という立場へと転換を図ります。今後は、段階的に保護者や地域の方々にご協力をお願いすることも増えていくことが予想されます。何卒ご理解とご協力のほどをお願いいたします。

③受益者負担の原則

部活動の運営や大会参加にかかる費用等は、参加する生徒のご家庭にご負担願うこととなります。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動等

①本校の生徒が加入できる課外活動には、次の4つの形態があります。

形態	運営主体	活動場所	指導者
部活動	凌雲中学校	凌雲中学校または合同する学校	本校教員および外部指導者
※1 地区(拠点校)部活動	大柰は市教委、運営は域内の学校	拠点となる中学校または近隣校	拠点校の教員、又は近隣校の教員および外部指導者
窓口	道場、教室等において習っている個人種目で中体連大会に出場する場合(学校での活動はありません)		道場、教室の指導者
※2 クラブチーム	各チーム、道場、教室等の運営者	各チーム、道場、教室の活動場所	各チーム、道場、教室の指導者

※1 拠点校部活動は、苫小牧市教育委員会が進める計画に基づいて設置され、本校が該当する地域以外の拠点校部活動に加入することはできません。

※2 学校外の活動であり、学校への入部届等の手続きは必要ありません。

②今年度学校が設置する部活動等

ア、部活動

バドミントン、男子バスケットボール、女子バスケットボール(緑陵中学校との合同)、美術、ボランティア

イ、地区(拠点校)部活動

野球、サッカー(啓明中学校、緑陵中学校、凌雲中学校の3校の生徒からなるチームを編成)、卓球(秋から発足予定)

(2) 教職員の配置

①部活動には指導者として本校教員を配置します。

②地区(拠点校)部活動には連絡員として本校教員を配置します。

③窓口として中体連に出場する場合は、大会の引率のみ本校教員を配置します。

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

①各部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画を生徒及び保護者に提示するとともに校長に提出します。

②地区(拠点校)部活動の活動計画は、代表監督を務める拠点校の指導者が作成し、生徒及び保護者に提示することとします。

③校長は、部活動顧問に対し、当該顧問が年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料(部活動通信等)を配布する等して、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導します。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

- ①校長は、生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実(部活動顧問の専門性等)、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置します。
- ②部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置する等、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮します。
- ③各部活においては、生徒指導の視点に立った部活動運営に努め、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場を定期的に設けます。
- ④各部活動顧問は、生徒の人格形成のための指導を主たる任務として部活動の指導に当たります。
- ⑤外部指導者および部活動指導員は、校長の指導・監督の下で部活動の指導に当たります。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

部活動の実施に当たっては、勝利至上主義の考えを持つことなく、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度等の環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。

また、国や道、市が示す各種ガイドラインや各種競技団体等が作成する指導の手引き等に基づき、効果的・合理的な指導に努めるとともに、生徒に過大な肉体的負荷を課したり精神的負荷を与えたりする練習とならないよう配慮します。

4 適切な活動時間および休養日等の設定

部活動における活動時間および休養日については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準で設定します。

(1) 活動時間設定

- ①原則として、1日の活動時間は平日2時間、学校休業日は3時間とします。
- ②活動時間には、準備・片付け時間は含めません。
- ③合同チーム等の練習場所への移動時間は活動時間に含めません。ただし、長時間の移動を伴う場合等については、当日および別日の休養の設定について留意します。

(2) 休養日設定

- ①原則、週2日(平日1日と週休日のいずれか1日)以上を設定した上で、1年を52週とし、年間累計休業日を104日以上とします。
- ②学校閉庁日も休養日(9日)とし、合計113日を確保します。
- ③週末又は祝日に大会等への参加等でやむを得ず活動を行う場合は、休養日を他の日に振り替えます。
- ④長期休業中の休養日は、授業日の扱いに準ずるが、長期休業の趣旨を鑑み、部活動以外の多

様な活動もできるよう、ある程度長期の休養期間を設けることとします。

⑤道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、ノ一部活動 DAY とします。

（３）非常変災等の対応

①非常変災が発生した場合には、原則として苫小牧市学校防災対応マニュアルに従って対応します。

（４）参加する大会等

生徒や部活動顧問の過度の負担とならないよう参加する大会等を精査します。

（５）留意事項

活動時間および休養日の設定については、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、「道立学校に係る部活動の方針」「苫小牧市部活動ガイドライン」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定するとともに、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底します。

５ 部活動の充実に向けて

（１）活動費の負担と会計処理

①活動にかかる経費は、すべて部活動に加入する生徒のご家庭に負担をお願いしています。この経費には指導者に係る経費が含まれる場合もあります。

②会計の取扱いについては、本校の私費会計の取扱いの規定に基づき徴収・執行します。諸帳簿等についても校内の規定に基づいた保管・運用を行い、決算の報告をします。

（２）保護者・地域との連携

部活動参観等の保護者に部活動を公開する場を設ける等して、保護者への部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりを進めます。

（３）ユニバーサル・デザインの活動

障がいの有無にかかわらず活動に参加し、生徒同士が交流を深められる体制整備に努力してまいります。

６ 苫小牧型部活動地域移行の推進

苫小牧市においては、すべての中学校部活動を令和10年度までに、いくつかの学校で集まって、地域クラブや少年団のような学校とは別の活動に移行する施策が進められており、すでに地区（拠点校）部活動へと移行している種目もあります。また、これまでなかった種目の活動が新たに地区（拠点校）部活動として増えることも考えられます。

本校においても、今後はこうした動きに合わせて部活動の体制を整理してまいります。